

令和7年11月28日提出

令和7年12月那須塩原市議会  
定例会議議案

那須塩原市



令和7年12月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
議案第7号	人権擁護委員の候補者の推薦について	市民生活部
議案第71号	那須塩原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	子ども未来部
議案第72号	那須塩原市情報公開条例の一部改正について	総務部
議案第73号	個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について	総務部
議案第74号	那須塩原市行政手続条例の一部改正について	総務部
議案第75号	那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	選挙管理委員会事務局
議案第76号	那須塩原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	総務部
議案第77号	那須塩原市都市計画税条例の一部改正について	総務部
議案第78号	那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正について	保健福祉部
議案第79号	那須塩原市保育園条例の一部改正について	子ども未来部
議案第80号	那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	子ども未来部
議案第81号	那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	子ども未来部
議案第82号	那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	子ども未来部
議案第83号	那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部改正について	子ども未来部
議案第84号	那須塩原市こども医療費助成に関する条例の一部改正について	子ども未来部
議案第85号	那須塩原市塩原温泉天皇の間記念公園条例の一部改正について	産業観光部
議案第86号	令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）	総務部
議案第87号	令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	保健福祉部
議案第88号	令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	保健福祉部
議案第89号	令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）	保健福祉部
議案第90号	令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）	産業観光部
議案第91号	令和7年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）	上下水道部
議案第92号	令和7年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第3号）	上下水道部
議案第93号	財産の取得について	総務部
議案第94号	B&G財団及び関東ブロックB&G海洋センター等所在市町村間災害時相互応援協定の締結について	総務部
議案第95号	公の施設の指定管理者の指定について	保健福祉部
議案第96号	公の施設の指定管理者の指定について	産業観光部
議案第97号	公の施設の指定管理者の指定について	教育部
議案第98号	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	総務部
議案第99号	市道路線の認定について	建設部
報告第32号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	教育部

同意 第7号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住所

氏名 片岡 一郎

生年月日

住所

氏名 室井 謙一郎

生年月日

議案 第71号

那須塩原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

上記議案を提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上等）

第4条 市長は、那須塩原市子ども・子育て会議条例（平成25年那須塩原市条例第25号）により設置する那須塩原市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営の質を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに

対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならぬ。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）

を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定

期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）には、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、規則で定める乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第7

7号) 第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。) 又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業所に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案 第72号

那須塩原市情報公開条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市情報公開条例の一部を改正する条例

那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（公益上の理由による裁量的開示）」に改め、同条中「次に掲げる」を「公益上特に必要があると認める」に改め、同条各号を削る。

第11条第4項中「受けた日」の次に「の翌日」を加え、「15日」を「14日」に改める。

第15条の見出し中「諮問」を「諮問等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査会の答申を尊重しなければならない。

第19条第1項中「市の公の施設を管理する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第73号

個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年那須塩原市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第74号

那須塩原市行政手続条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市行政手続条例の一部を改正する条例

那須塩原市行政手続条例（平成17年那須塩原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 届出（第38条）」を「 第6章 届出（第38条）  
第7章 雜則（第39条）」に改  
める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとす

る。この場合において、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条前段中「及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条中「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

本則に次の1章を加える。

## 第7章 雜則

(行政庁による点検)

第39条 行政庁は、毎年度、申請に対する処分又は不利益処分が行政手続法及びこの条例に定めるところにより適正に実施されているか点検するものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした公示送達については、なお従前の例による。

議案 第75号

那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部を改正する条例

那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
(平成17年那須塩原市条例第26号) の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第76号

那須塩原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年那須塩原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案 第77号

那須塩原市都市計画税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市都市計画税条例の一部を改正する条例

那須塩原市都市計画税条例（平成17年那須塩原市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出し中「平成17年度から令和7年度までの各年度分の都市計画税の」を削り、同項中「令和7年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第78号

那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市健康長寿センター条例の一部を改正する条例

那須塩原市健康長寿センター条例の一部を改正する条例（平成17年那須塩原市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第14条を第20条とし、第13条を第19条とする。

第12条中「第9条」を「第15条第1項」に改め、同条を第18条とし、第1条を第17条とし、第10条を第16条とする。

第9条第1項第2号中「第7条」を「第13条」に改め、同条を第15条とする。

第8条中「第6条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第14条とし、第5条から第7条までを6条ずつ繰り下げる。

第4条第1項中「センターの」の次に「施設の全部又は一部の」を加え、同条第4項中「第3条第2項、第5条第2項、第6条第1項、第7条及び第9条第1項」を「前条第2項、第11条第2項、第12条第1項、第13条及び第15条第1項」に改め、同項ただし書中「第3条第2項」を「前条第2項」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の5条を加える。

（公共施設等運営権者による運営）

第6条 市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、

選定事業者（法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）にセンターの施設の全部又は一部に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。

2 公共施設等運営権者（法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの施設の活用に関する業務
- (2) センターの施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（民間事業者の選定の手続）

第7条 市長は、公共施設等運営権を設定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、選定事業者として選定されようとする民間事業者を公募するものとする。

2 選定事業者として選定されようとする民間事業者は、事業計画書その他実施方針（法第5条第1項に規定する実施方針をいう。）で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、実績等を考慮した上で、第1条の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を選定事業者として選定するものとする。

（公共施設等運営権者による運営等の基準）

第8条 公共施設等運営権者は、運営権を設定したセンターの施設等を常に良好な状態において維持管理し、経済的価値を十分に発揮するよう最も効率的にこれを運営しなければならない。

2 運営権を設定したセンターの施設の休館日、利用時間その他運営等について必要な事項は、公共施設等運営権者が市長と協議して定める。

（運営権を設定した施設の利用料金）

第9条 運営権を設定したセンターの利用料金は、施設の利用状況等を勘案して適正な額を公共施設等運営権者が定める。

（公共施設等運営権の対価）

第10条 市長は、公共施設等運営権者から、法第20条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部（以下「公共施設等運営権の対価の額」という。）を徴収

するものとする。

2 公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他必要な事項は、法第22条第1項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(センターの施設)

第3条 センターの施設は、会議室、講座室、子供元気ルーム、クッキングルーム、ボランティアルーム、リハビリ室、娯楽室、健康学習室兼集団検診室、母子保健学習室、デイサービス室及び入浴施設とする。

別表第1中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

別表第2中「第10条関係」を「第16条関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第79号

那須塩原市保育園条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市保育園条例の一部を改正する条例

那須塩原市保育園条例（平成17年那須塩原市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表那須塩原市立三島保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案 第80号

那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年那須塩原市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案 第81号

### 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

### 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那須塩原市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

第19条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
--	---------------------

診断	
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第1項第2号及び附則第4項の改正規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案 第82号

那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成26年那須塩原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認  
定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては就学前の子どもに関する教  
育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下  
「認定こども園法」という。）第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・  
保育施設の職員にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項  
において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第83号

那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年那須塩原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

4 第7条の規定により徴収する乳児等通園支援事業の利用料の納期限は、当該利用日とする。

第10条中「及び」を「、」に改め、「一時保育料の額」の次に「又は第7条の乳児等通園支援事業の利用料の額」を加え、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業）

第7条 市長は、市立保育園において乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を利用した子ども（生後6か月以上満3歳未満である者に限る。以下次項において同じ。）の扶養義務者から1時間当たり300円の利用料を徴収する。

2 市長は、市立保育園において乳児等通園支援事業を利用する子どもに給食を提供する場合には、その扶養義務者から給食費として1食当たり200円を徴収する。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案 第84号

那須塩原市こども医療費助成に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市こども医療費助成に関する条例（平成17年那須塩原市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（助成の方法）」に改め、同条第1項中「出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」及びただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、助成対象者が一部負担金等を医療機関等に支払ったときは、当該助成対象者の申請に基づき、当該一部負担金等相当額を助成することができる。

- (1) こども医療費受給資格者証を提示し、又は提出することなく対象のこどもが医療機関等で保険給付を受けたとき。
- (2) 対象のこどもが前項の対象とならない医療機関等で保険給付を受けたとき。
- (3) 対象のこどもが県外の医療機関等で保険給付を受けたとき。

第4条第3項を削る。

第5条中「前条の規定による」を「前条第2項の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にされた改正前の那須塩原市こども医療費助成に関する条例第4条第3項の規定による申請であって、この条例の施行の際、申請に係る助成が完了していないものにあっては、なお従前の例による。

議案 第85号

那須塩原市塩原温泉天皇の間記念公園条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市塩原温泉天皇の間記念公園条例の一部を改正する条例

那須塩原市塩原温泉天皇の間記念公園条例（平成17年那須塩原市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、必要」を「必要」に改め、「別に」を削り、同条を第10条とする。

第6条を第9条とし、第5条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第8条 市長は、第6条に規定する使用料を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により使用料を指定管理者の収入として收受させる場合における当該使用料（以下「利用料金」という。）の額は、第6条に定める額に100分の50を乗じて得た額から同条に定める額に100分の150を乗じて得た額までの範囲内で、利用形態及び区分ごとに指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときは同様とする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定め、又は変更したときは、その利用料金の額を掲示その他利用者が確認できる方法により周知しなければならない。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合におけ

る利用料金に関する規定の適用については、第6条の見出中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「当該各号に定める使用料」とあるのは「利用料金」と、前条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長は、公益上必要があると認めるときその他特別又はやむを得ない理由があると認めるときは、使用料」とあるのは「指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金」と読み替えるものとする。

第4条を第6条とする。

第3条の2第3号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第5条とする。

第3条第4項本文中「第2条の2第2項」を「前条第2項」に、「第3条の2」を「次条」に改め、同項ただし書中「第2条の2第2項」を「前条第2項」に改め、同条を第4条とし、第2条の2を第3条とする。

別表中「第2条の2」を「第3条」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

2 改正後の第8条の規定に基づく利用料金の承認等に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

議案 第86号

令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第87号

令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第88号

令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第89号

令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第90号

令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第91号

令和7年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）

令和7年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第92号

令和7年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第3号）

令和7年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第93号

財産の取得について

次の財産の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得財産   | 小型動力消防ポンプ付積載車                                    |
| 2 数量     | 2台   |
| 3 契約の方法  | 指名競争入札   |
| 4 取得価格   | 24,860,000円                                      |
| 5 契約の相手方 | 栃木県宇都宮市石井町1222番地15<br>栃木県消防整備株式会社<br>代表取締役 村田 宣夫 |

議案 第94号

B & G財団及び関東ブロックB & G海洋センター等所在市町村間災害時相互  
応援協定の締結について

次のとおりB & G財団及び関東ブロックB & G海洋センター等所在市町村間災害  
時相互応援協定を締結したいので、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原  
市条例第1号）第11条第3号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- |          |   |
|----------|---|
| 1 協定の相手方 | 公益財団法人B & G財団及び関東ブロックB & G海洋セン<br>ター等所在市町村<br>(別紙関東ブロック所属市町村のとおり) |
| 2 協定内容   | 別紙のとおり  |

## 関東ブロック所属市町村

### ◆防災拠点市町村

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
茨城県	五霞町	埼玉県	嵐山町
茨城県	小美玉市	千葉県	鋸南町
群馬県	みなかみ町	千葉県	いすみ市
群馬県	明和町		

### ◆海洋センター等所在市町村

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
茨城県	かすみがうら市	埼玉県	吉見町
茨城県	笠間市	埼玉県	久喜市
茨城県	行方市	埼玉県	幸手市
茨城県	常陸太田市	埼玉県	松伏町
茨城県	石岡市	埼玉県	神川町
茨城県	八千代町	埼玉県	白岡市
茨城県	北茨城市	千葉県	横芝光町
栃木県	さくら市	千葉県	御宿町
栃木県	下野市	千葉県	香取市
栃木県	芳賀町	千葉県	成田市
群馬県	玉村町	千葉県	大多喜町
群馬県	板倉町	千葉県	長南町
		千葉県	南房総市

# B & G財団及び関東ブロックB & G海洋センター等所在市町村間 災害時相互応援協定書

## （目的）

第1条 この協定は、『「B & G全国サミット」共同宣言 災害時等における相互応援』に基づき、茨城県・千葉県・栃木県・群馬県・埼玉県内にB & G海洋センター等が所在する本協定を締結する市町村（以下「協定市町村」という。）の区域において、地震等の災害が発生し、被害を受けた協定市町村（以下「被災市町村」という。）のみでは十分な対策を講じることができない場合に、公益財団法人B & G財団（以下「B & G財団」という。）及び協定市町村が相互に協力・連携し、被災市町村の応急対策及び復旧、復興対策等を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

## （応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難者収容及び応援受援等を目的としたB & G海洋センターをはじめとする公共施設の提供
- (2) B & G財団の事業にて整備した車両及び資機材等の提供
- (3) 応急対策、応急復旧、復興に必要な車両及び資機材等の提供
- (4) 応急対策、応急復旧、復興に必要な職員の派遣
- (5) 食料、飲料水及びその他の生活必需品等の提供
- (6) 被災した地域住民の体験活動・教育活動復興イベント等の実施及び協力
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった応急対策、応急復旧、復興に必要な事項

## （応援の要請）

第3条 被災市町村が応援要請をする場合は、次の事項を可能な限り明らかにし、第9条に定める連絡担当部局を通じて、B & G財団又は協定市町村に対し文書により応援を要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話等にて要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況

(2) 要請する応援内容

(3) 要請する内容に基づく以下の事項

ア 必要とする資機材、物資の品名及び数量等

イ 必要とする派遣職員の職種及び人員等

ウ 必要とする施設の規模等

(4) 応援場所及び応援場所への経路

(5) 応援の必要とする期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 B & G財団及び協定市町村は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 被災市町村から応援の要請を受けたB & G財団及び協定市町村は、応援の可否を決定し、被災市町村に対しその結果を連絡する。なお、B & G財団から応援の要請を受けた協定市町村は、応援の可否を決定し、被災市町村及びB & G財団に對しその結果を連絡する。

3 応援を決定したB & G財団及び協定市町村（以下「応援団体」という。）は、被災市町村と連絡を取り、被災市町村が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

4 被災市町村に向けた災害応援の実施可否、応援内容の詳細については、応援団体の責任のもと実施するものとする。

5 B & G財団は、被災市町村から重機等を要する応援の要請を受けた場合、「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築」事業（以下「防災拠点事業」という。）を実施する協定市町村と調整を行い、応援を実施する場合は、防災拠点事業にて締結した協定書に基づくこととする。

(応援経費の負担)

第5条 B & G財団及び協定市町村が前条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 被災市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援団体は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 B & G財団が、前条の規定に基づく応援に要した経費の全額又は一部を負担す

る場合は別途書面等により定めるものとする。

(自主的活動)

第6条 B&G財団及び協定市町村は必要に応じて、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を実施することができる。

2 自主応援については、第3条の規定による被災市町村からの要請があったものとみなすことができる。ただし被災市町村の同意を要する。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用することができる。ただし、情報収集に要する費用等応援に直接関係ない経費については、前条の規定を準用しない。

(協定への参加)

第7条 本協定への参加は、協定への参加を希望する市町村が、別紙様式の協定参加申請書をB&G財団へ提出し、B&G財団及び協定市町村が書面等により承認したときをもって同意したものとみなす。

2 B&G財団は、新たに協定市町村への追加があった場合は、速やかに他の協定市町村に書面にて通知する。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、B&G財団及び協定市町村が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援等に関する協定等を妨げるものではない。

(連絡担当部局)

第9条 B&G財団及び協定市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(情報交換)

第10条 B&G財団及び協定市町村は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、前条に定める連絡担当部局を通じて必要な情報を相互に交換し、災害時に備えるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

## 附 則

この協定は、令和 年 月 日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を1通作成し、B & G財団及び各市町村長が署名の上、B & G財団が原本を保有し、協定市町村はその写しを保有するものとする。

議案 第95号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	那須塩原市シニアセンター
指定管理者となる団体	東京都豊島区東池袋1丁目44番3号 池袋ISPタマビル 労働者協同組合労協センター事業団 代表理事 藤田 徹
指定の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案 第96号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	那須塩原市塩原もの語り館 那須塩原市塩原温泉天皇の間記念公園
指定管理者となる団体	那須塩原市塩原747番地 塩原もの語り館指定管理者共同事業体 代表者 君島 将介
指定の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案 第97号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	那須塩原市くろいそ運動場 那須塩原市青木サッカー場 那須塩原市塩原B&G海洋センター 那須塩原市那珂川河畔運動公園 那須塩原市那珂川河畔公園プール 那須塩原市にしなすの運動公園 那須塩原市塩原運動公園 那須塩原市閑谷南公園
指定管理者となる団体	那須塩原市扇町10番5号 那須ヘルスセンター株式会社 代表取締役 渡辺 亮仁
指定の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案 第98号

栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、栃木県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4条第4号に掲げる事務の項及び第4条第5号に掲げる事務の項中「栃木市」を「栃木市 佐野市」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案 第99号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、那須塩原市道路線を次のとおり認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定路線

路線番号	路線名	起点	終点	備考
K3095	豊浦中町縦3095号線	豊浦中町	豊浦中町	
K3096	豊浦中町縦3096号線	豊浦中町	豊浦中町	
K3097	豊浦中町縦3097号線	豊浦中町	豊浦中町	
K3098	春日町3098号線	春日町	春日町	
K3099	島方3099号線	島方	島方	
K3100	豊浦南町3100号線	豊浦南町	豊浦南町	
K3101	豊浦南町3101号線	豊浦南町	豊浦南町	
K3102	豊浦南町3102号線	豊浦南町	豊浦南町	
K3103	豊浦南町3103号線	豊浦南町	豊浦南町	
K3104	西新町3104号線	西新町	西新町	
N1566	東三島1566号線	東三島三丁目	東三島三丁目	

N 1 5 6 7	下永田1 5 6 7号線	下永田一丁目	下永田一丁目	
N 1 5 6 8	下永田1 5 6 8号線	下永田一丁目	下永田一丁目	
N 1 5 6 9	下永田1 5 6 9号線	下永田一丁目	下永田一丁目	
N 1 5 7 0	北赤田1 5 7 0号線	北赤田	北赤田	
N 1 5 7 1	下永田1 5 7 1号線	下永田二丁目	下永田二丁目	
N 1 5 7 2	太夫塚1 5 7 2号線	太夫塚二丁目	太夫塚二丁目	

報告 第32号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月22日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年12月6日、〇〇地内において発生した事故による相手方のけがについて、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償額 1,742,304円

2 和解の内容 相手側への賠償額は1,742,304円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。

市は、上記賠償額を相手方及び医療機関等に支払う。

今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。

3 相手方 栃木県矢板市〇〇

〇〇 〇〇